

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第六号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の

一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則（平成二十一年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。